

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 幸手久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで	幸手市中一丁目四三四六番一地先 から同市中一丁目四三三八番一二	区 間
一〇・八八	七・三三〇 六・四九〇 八・二〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	九九・六七	延長 (メートル)
		備 考